平成２３年（フ）第１４９１１号
東京都世田谷区八幡山１丁目20―15―205
破産者　伊藤　栄敏
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４９１９号
東京都多摩市落川1332―２　サンライズⅡ102
破産者　斎藤　明宏
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４９２９号
神奈川県横浜市金沢区長浜１丁目15―11
破産者　神保　祐子
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４９４９号
神奈川県川崎市高津区諏訪２―３―31―203、住民票上の住所東京都目黒区鷹番１丁目９―17―402
破産者　千田　高博
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４９５３号
東京都板橋区仲宿62―１―714
破産者　寺尾美佐江
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４９５７号
千葉県白井市堀込１丁目１―１―704
破産者　宮本こずえ（旧姓青木）
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５００４号
東京都あきる野市秋川３丁目２―７　市営秋留野ハイツ２号棟402号、開始決定時の住所東京都あきる野市秋川２丁目10―２―306
破産者　吉澤　　登
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５０６６号
神奈川県川崎市中原区下小田中２丁目20―11富士通第１中原寮
破産者　太田　沙江
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５０９２号
東京都大田区東六郷２丁目４―12―401
破産者　矢古宇有紀
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１０１号
東京都目黒区鷹番１丁目２―６―101
破産者　佐野　五郎
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１７１号
東京都北区豊島７丁目13―５
破産者　大熊小百合
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２００号
東京都練馬区大泉学園町１丁目28―11―204
破産者　中藪　洋子
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６３号
富山県高岡市問屋町27番地
破産者　株式会社みむら
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第２３３３号
鳥取市南安長１丁目４番15号
破産者　有限会社エクセプション
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３２号
三重県尾鷲市中村町８番18号
破産者　若林　利英
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第１３４号
岡山県津山市小原129番地の３
破産者　有限会社やよい寿司
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第８９号
福岡市博多区東比恵３丁目８番１号
破産者　松徳産業株式会社
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０号
北海道函館市万代町22番20号
破産者　函館三菱自動車販売株式会社
1　決定年月日　平成23年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第６４号
岩手県陸前高田市高田町字森の前164番地２
破産者　有限会社佐々木工務店
1　決定年月日　平成23年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第１９７４号
横浜市西区楠町９―７ＴＡＫビル８階
破産者　株式会社サンエースハウジングセンター
1　決定年月日　平成23年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４９号
長野県飯田市羽場赤坂2028番地78
破産者　有限会社ヤマト技研
1　決定年月日　平成23年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第７４６号
岐阜市石谷323番地
破産者　大杉　　晃
1　決定年月日　平成23年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所